

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200204	セントラル交通株式会社(法人番号2240001044152) 代表者吉野博之	広島県東広島市志和町志和東4333-16	本社営業所	広島県東広島市志和町志和東4333-16	文書警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和元年11月19日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)(2)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項及び第2項)(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(4)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)(5)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(7)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条)	9	5
20200219	八幡商事運輸有限公司(法人番号5250002008004) 代表者荒木慎治	山口県下関市彦島田の首町2丁目28-77	本社営業所	山口県下関市彦島田の首町2丁目28-77	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和元年12月26日及び令和2年1月16日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	4	4
20200220	有限会社エンゼルサービス(法人番号7260002034121) 代表者奥川聡	岡山県真庭市下方576-1	本社営業所	岡山県真庭市下方576-1	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第15条第3項及び法第27条第3項	平成31年3月20日及び令和元年6月11日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更前届出違反(法第15条第3項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(7)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8)運行指示書記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(9)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)	14	14
20200226	湯田都タクシー株式会社(法人番号1250001000840) 代表者筒井基好	山口県山口市神田町2-16	湯田営業所	山口県山口市神田町2-16	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年11月27日及び同年12月19日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	0	0